

令和3年度[第33 - Z1125 - 01号]富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事設計業務委託
業務説明書

「令和3年度[第33 - Z1125 - 01号]富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事設計業務委託」に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に係る詳細については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務目的

富士山富士宮口五合目において、来訪者の安全確保や富士山の価値の継承を推進する拠点施設の整備が課題となっており、富士山の保全と後世継承の取組について中心的な役割を担ってきた県が設置主体となり、富士山初のシェルター機能を有する来訪者施設の早期整備を目指す。

(2) 業務内容

- ア 施設名称 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）
- イ 業務の内容 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事に伴う基本設計及び実施設計
- ウ 敷地の場所 静岡県富士宮市栗倉 地内（富士山富士宮口五合目）
- エ 敷地面積 2,400 m²程度（詳細な数値については、本業務にて検討する。）
- オ 構造規模

名称	構造・規模	延床面積	静岡県建築設計等委託料算定基準 別表2 建築物の類型用途
来訪者施設	鉄筋コンクリート造・4階建程度※	1,582 m ²	第十二号 第1類

※ 階数については、配置計画などにより変更を許容する。

(3) 履行期限

令和5年7月20日(木)限り。ただし、基本設計は令和4年9月1日(木)限り。

※配置・断面計画（案）は、令和4年6月15日（水）までに提出すること。

(4) 発注者

静岡県知事 川勝平太

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、91,003,000円（消費税込み）とする。

2 参加者の資格要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる要件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務における総合点数が 220 点以上であること。
- (4) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 一級建築士 3 名以上を有すること。
- (6) 協同組合が参加する場合にあっては、当該協同組合の組合員でないこと。
- (7) 下記に示す要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

〔配置予定管理技術者〕

- ・一級建築士の資格を有する者。
- ・静岡県業務委託契約約款（建築設計）第 10 条第 1 項に定める管理技術者であること。
- ・参加表明書等の提出期限日以前に当該参加者の組織に属していること。
- ・主任担当技術者を兼任しないこと。

〔配置予定主任担当技術者〕

- ・建築担当の主任担当技術者は、参加表明書等の提出期限日以前に当該参加者の組織に属していること。

- (8) 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出期限日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成 5 年 8 月 1 日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和 4 年 1 月 17 日（月）の午前 9 時から令和 4 年 2 月 4 日（金）の午後 4 時までの間。

(2) 配布場所及び配布方法

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

<URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>>

及び、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

<URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-150/architectre.htm>>

に掲載する。

4 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和4年1月18日（火）から令和4年2月7日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間。

(2) 提出先

別表1の2に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課教育施設班まで提出すること。（郵送可〔期間内必着〕。長形3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。）

(3) 提出内容

ア 参加表明書（様式1号）	1部
イ 技術提案書（別表2に示す様式2～10号-2、根拠書類を含む）	各2部
ウ イのPDF形式データ（根拠書類を含む）を記録したCD-R	1枚
エ 見積書（様式自由）	1部

5 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書（様式1号）

様式1号により作成すること。

(2) 技術提案書（様式2～10号-2）

ア 作成上の基本事項

技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他の建設コンサルタント等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の

提案を無効とする。

イ 作成方法及び内容に関する留意事項

別表 2 により作成すること。

ウ 技術提案書の無効

提出書類について、本説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることがある。

6 本説明書及び「令和 3 年度〔第 33-Z1125-01 号〕富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事設計業務委託 特記仕様書」に対する質問

- (1) 本説明書及び「令和 3 年度〔第 33-Z1125-01 号〕富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事設計業務委託 特記仕様書」に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、FAX、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和 4 年 1 月 18 日（火）午前 9 時から令和 4 年 1 月 24 日（月）午後 4 時までの間。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時までの間。）

イ 提出先

別表 1 の 2 に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課教育施設班

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1) の質問に対する回答書は、質問を受理した日から 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者に対して電子メールにより行うほか、次に従い閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和 4 年 2 月 4 日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間。

イ 閲覧場所

別表 1 の 2 に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課教育施設班及び、3 (2) に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課ホームページ「プロポーザル方式に係る公告」

7 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書、技術提案書及び見積書を提出した者が 5 者を超えた場合は、別表 3 の「(1) 企業の能力 (10 点)」と「(2) 配置予定技術者の実績と資格等 (15 点)」の評価の合計の上位 5 者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和4年2月15日(火)までに通知する。

8 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書、技術提案書及び見積書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により、令和4年2月15日(火)までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から令和4年2月22日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後4時までの間に、書面(様式自由)により発注者に対して非選定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和4年2月25日(金)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表1の1に示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送(期間内必着)のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及びFAXにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理技術者に対して、(4)の幹事会により、次のとおりヒアリングを実施し技術提案書の審査及び評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として担当技術者1名の出席を認めるものとする。ヒアリングは、「7 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定された者のみ実施する。

(1) 実施日時

令和4年2月24日(木)

(1者に対し30分程度(説明15分、質疑15分)、詳細な時間については別途通知する。)

(2) 実施方法

原則、webでのヒアリングとする。事前に通話環境に係るテストを行った上で、ヒアリングを行う。

(3) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理技術者から、業務の実施方針(様式9号)及び技術提案(様式第10号-1、-2)の内容について説明

イ 質疑応答

(ア)配置予定技術者等の資格・業務経験等(様式2~8号)に関する内容

(イ)業務の実施方針(様式9号)及び技術提案(様式第10号-1、-2)に関する内容

(4) 幹事会の設置

選定された審査対象者のヒアリング以降の評価を行うため、以下の6名で構成する「令和3年度富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)建築工事設計業務委託建設コンサルタント選定幹事会」を設置する。

(敬称略)

役職	氏名	職名
幹事長	水野 和彦	静岡県交通基盤部建築管理局長
副幹事長	石野 好彦	静岡県スポーツ・文化観光部理事(技術調整・東静岡周辺地区整備担当)
幹事	紅野 聖二	静岡県スポーツ・文化観光部文化局長
幹事	鈴木 典之	静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課長
幹事	小林 浩一	静岡県交通基盤部建築管理局建築工事課長
幹事	内山 武志	静岡県交通基盤部建築管理局設備課長

(5) その他

ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。

イ ヒアリングの事前に、配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書(写)を提示すること。

ウ ヒアリング及び事前通話環境に係るテスト等の実施日時の詳細については、別途連絡する。

10 契約予定者の特定

(1) 評価基準

技術提案書をヒアリング内容を踏まえて別表3の全ての評価項目・基準で評価し、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和4年3月8日(火)までに通知する。

11 非特定理由に関する事項

(1) 参加表明書、技術提案書及び見積書を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者(「7 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者を除く。)に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により令和4年3月8日(火)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和4年3月15日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後4時までの間に、書面(様式自由)により発注者に対して非特定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、令和4年3月18日(金)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

- (4) (2)の書面は、別表1の1に示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課契約班まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及びFAXにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

12 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 支払について

- ・この業務は、令和3年度から令和5年度にわたるものである。
- ・前払金は、契約金額の30%以内の額（万円以下は切捨て）とする。
- ・令和3年度の支払0円、令和4年度の支払は27,300,000円以内、残額は令和5年度に支払う。
- ・発注者は、上記の支払について予算の都合により変更することができる。

(4) 概算工事費の算出

- ・基本設計及び実施設計完了時に、施設整備の工事費を発注者に示し、予定工事費（26.6億円^{※1}）内である根拠を資料等により示さなくてはならない。^{※2}
- ・基本設計及び実施設計完了時の各段階において、万が一、予定工事費内に工事費が収まらない場合、受注者は設計の修正等を行うことにより、予定工事費内に工事費を収めなければならない。^{※2}

※1 諸経費、4週8休による労務費補正、地域地区補正及び消費税を含む。

※2 受注者の責によらない概算工事費の増はこの限りでない。

13 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

14 その他の留意事項

- (1) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 本設計業務の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者は、本設計業務に基づき今後発注する建設工事の入札について参加を制限する場合がある。

＜当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者＞

① 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(3) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。

ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合

ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合

エ 白紙である場合

オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合

カ 発注者名に誤りがある場合

キ 発注案件名に誤りがある場合

ク 提出者名に誤りがある場合

ケ その他未提出又は不備がある場合

(5) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(6) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(8) 照会窓口は、別表 1 のとおりとする。

- (9) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シートを契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。なお、契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡県委託業務等成績評定要領及び静岡県委託業務等成績評定考査基準に基づき業務執行に係る過失に伴う減点として、減点の対象とする。また、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

別表 1 (窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県庁東館 13 階

番号	役 割	部 局 名	電話及び FAX 番号	E-mail
1	契約に関する 照会窓口	静岡県交通基盤部 建築管理局 建築企画課契約班	TEL : 054-221-2357 FAX : 054-221-2386	kenchikukikaku @pref.shizuoka.lg.jp
2	技術に関する 照会窓口	静岡県交通基盤部 建築管理局 建築工事課教育施設班	TEL : 054-221-3098 FAX : 054-221-2386	kenchikukouji @pref.shizuoka.lg.jp

別表 2 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 様式 2 号を表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

様式等	サイズ	枚数	タイトル
様式 2 号	A4 縦型	1	技術提案書 (表紙)
様式 3 号	A4 縦型	1	参加資格要件の確認等
様式 4 号	A4 縦型	1	企業の能力、配置予定管理技術者、配置予定各主任担当技術者の資格
様式 5 号	A4 縦型	1	業務成績にかかる評価点確認申請書
様式 6 号	A4 縦型	1	事務所の同種・類似業務実績
様式 7 号	A4 縦型	1	配置予定管理技術者の同種・類似業務実績
様式 8 号	A4 縦型	1	配置予定各主任担当技術者の同種・類似業務実績
様式 9 号	A4 縦型	2	業務の実施方針
様式 10 号-1	A3 横型	1	技術提案 (特定テーマ 1)
様式 10 号-2	A3 横型	1	技術提案 (特定テーマ 2)
根拠書類の添付書類	同種・類似業務として設定された条件を証明できる根拠書類 (発注者、件名、契約金額、工期、延床面積、自然公園の地域区域等が確認できる書類)		
	<input type="checkbox"/>	業務契約書の写し	
	<input type="checkbox"/>	業務内容が分かる仕様書等	
	配置予定の管理又は各主任技術者が当該業務に関わったことが客観的に証明できる書類		
<input type="checkbox"/>	業務管理体制系統図等、業務体制の分かる書類		

(2) 技術提案書作成上の留意事項

○様式 2～10 号-2 について

- ・各様式は片面、サイズは日本産業規格による。
- ・添付書類が不十分な場合は評価しない。
- ・書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- ・提出書類について、本説明書び別添の様式に示された条件に適合しない場合、記載漏れの場合又は記載内容の不整合若しくは誤りがある場合には無効とすることがある。

○様式 9 号、様式 10 号－ 1 及び様式 10 号－ 2 について

- ・「富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)の構想」(別紙)の内容に配慮した資料作成をすること。
- ・文字サイズは 10 ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。
- ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。
- ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 参加資格要件の確認等 (様式 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・発注業種の認定は、「参加者の資格要件」に示す認定を受けている業種のみ記載すること。 ・静岡県における有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写しを添付すること。 ・一級建築士事務所登録申請書又は建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。 ・建築士法第 24 条の 6 に規定により閲覧に供する書類の写し等を添付すること。(一級建築士の人数の確認)
(2) 企業の能力、配置予定管理技術者、配置予定各主任担当技術者の資格 (様式 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定管理技術者については、一級建築士の資格証の写しを添付すること。 ・配置予定各主任担当技術者が取得した資格がある場合は、その資格証の写しを添付すること。 ・配置予定管理技術者及び配置予定各主任担当技術者の C P D については、別紙 1 (継続教育 (C P D) 単位の評価について) を参照の上、証明書の写しを添付すること。 ・配置予定管理技術者と配置予定建築担当主任技術者については、参加表明書等の提出期限日以前に当該参加者の組織に属していることを証明する書面(健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等)の写しを添付すること。 ・令和 2 年度末までに ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得している場合は、ISO の取得を証明する書類を添付すること。
(3) 業務成績にかかわる評価点確認申請書 (様式 5 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務成績は、静岡県発注業務(当該業務と同業種【建築】)の過去 3 か年度(平成 30 年度から令和 2 年度に完了した当初契約金額 100 万円以上の業務)の業務実績による。当該業務の成績評価がない入札参加者については加点評価しない。原則として、静岡県建設事務総合システム(当該業種の発注業務と同業種【建築】)を活用して算定するが、技術提案書様式 5 により県と異なる平均点の範囲の申告があった場合は、申請者から根拠となる資料(委託業務成績評価通知書の写し等)の提出を求めて内容を確認し、平均点を決定する。技術提案書様式 5 に記載のない場合は、静岡県の算定により評価する。

<p>(4) 事務所の同種・類似業務実績 (様式6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度以降に完了した同種又は類似業務を記載する。 *同種業務とは、次の要件（延床面積、用途、工事種別）を全て満たす建築設計業務（基本及び実施設計を行ったもの） <ul style="list-style-type: none"> 延床面積：1棟当たり700㎡以上（既存部分は含まない。） 用途：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した国立公園（普通地域を除く）内又は国定公園（普通地域を除く）内の建築物 工事種別：新築又は増築 *類似業務とは、次の要件（延床面積、用途、工事種別）を全て満たす建築設計業務（基本及び実施設計を行ったもの） <ul style="list-style-type: none"> 延床面積：1棟当たり700㎡以上（既存部分は含まない。） 用途：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した都道府県立自然公園（普通地域を除く）内の建築物 工事種別：新築又は増築 ・同種業務及び類似業務は各5件以内とする。申請の合計点が配点（5点）を超えないこと。配点を上回る記載をした場合は、様式の上部の記載から配点（5点）の範囲内の実績のみ評価対象とする。 ・同種業務として認められない場合で、類似業務には該当する場合でも類似業務の実績としては評価しない。 ・業務が同種又は類似業務に該当していることが分かる書類の写し（発注者、件名、契約金額、工期が記載されている契約書の部分、業務内容や施設の概要が分かる仕様書、施設位置図、自然公園の種類と公園内の区分図等）を添付すること。 ・協力事務所としての参加は、実績としない。 ・特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。なお、入契法における「特殊法人等」には、国立大学法人は含み、県立大学法人及び県立病院機構は含まない。 ・国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、自然公園法（昭和33年法律第161号）第2条で定めるものをいう。 ・普通地域は、自然公園法第33条第1項に定めるものをいう。
-------------------------------------	--

<p>(5) 配置予定管理技術者の同種・類似業務実績 (様式7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者が管理技術者として「(3) 事務所の同種・類似業務実績」に記載する同種又は類似業務に従事した実績がある場合は記載する。 ・平成23年度以降に完了した業務とする。 ・同種業務及び類似業務は各5件以内とする。申請の合計点が配点(5点)を超えないこと。配点を上回る記載をした場合は、様式の上部の記載から配点(5点)の範囲内の実績のみ評価対象とする。 ・同種業務として認められない場合で、類似業務には該当する場合でも類似業務の実績としては評価しない。 ・業務が同種又は類似業務に該当していることが分かる書類の写し(発注者、件名、契約金額、工期が記載されている契約書の部分、業務内容や施設の概要が分かる仕様書、施設位置図、自然公園の種類と公園内の区分図等)を添付すること。 ・協力事務所としての参加は、実績としない。 ・同種又は類似業務に管理技術者として従事したことが分かる書類の写し(業務管理体制系統図等、業務体制の分かる書類等)を添付すること。
<p>(6) 配置予定各主任担当技術者の同種・類似業務実績 (様式8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の各主任担当技術者が主任担当技術者又は管理技術者として「(3) 事務所の同種・類似業務実績」に記載する同種又は類似業務に従事した実績がある場合は記載する。 ・平成23年度以降に完了した業務とする。 ・同種又は類似業務を1件記載すること。 ・業務が同種又は類似業務に該当していることが分かる書類の写し(発注者、件名、契約金額、工期が記載されている契約書の部分、業務内容や施設の概要が分かる仕様書、施設位置図、自然公園の種類と公園内の区分図等)を添付すること。 ・建築の主任担当技術者については、協力事務所としての参加は、実績としない。 ・同種又は類似業務に主任担当技術者又は管理技術者として従事したことが分かる書類の写し(業務管理体制系統図等、業務体制の分かる書類等)を添付すること。
<p>(7) 業務の実施方針 (様式9号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の理解度、実施手順、取組体制、特に重視する設計上(意匠、構造、設備の各分野)の配慮事項(様式10号-1、-2に記載する内容を除く。)、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。 ・設計の各段階におけるコスト管理の方法について記載すること。 ・A4サイズ片面2枚以内に簡潔に記載すること。

<p>(8) 技術提案 (様式 10 号-1) (様式 10 号-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に掲げる特定テーマに対する取組方法を具体的に記載する。 ・特定テーマごとに、A3 サイズ片面 1 枚に記載すること。 <p>特定テーマ 1：自然環境等に配慮した施設計画についての考え方</p> <p>本施設は、富士山富士宮口五合目という特異な自然環境、自然公園法などの法規制、工事期間の制約がある中で、早期完成が求められている施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>富士山の自然環境や景観に配慮した施設計画を提案すること。</u> ・<u>可能な限り溶岩層を掘削しないなど早期の完成に資する配置・断面計画等を提案すること。</u> <p>※別添「地質調査結果」を参照</p> <p>特定テーマ 2：安全性、機能性及び経済性に配慮した施設計画についての考え方</p> <p>本施設は、「富士山噴火時の噴石等から来訪者を守るシェルター機能」と「来訪者への情報提供や休憩等の複合機能」を有する施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「人を守る安全な機能」と「人を受け入れる心地よい空間」を合理的に両立させるとともに、来訪者の動線計画に配慮した施設計画とライフサイクルコストを考慮した計画を提案すること。</u> <p>※別添「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）動線計画（案）」を参照</p>
---	---

別表 3 (評価項目・基準)

(1) 企業の能力 (10 点)

a 事務所の同種・類似業務の実績

(a) 過去 10 年間の同種・類似業務の実績数を下表により評価し、得点を算出する。

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の事務所の同種・類似業務の実績	同種業務の実績 1 件につき 1.0 点 類似業務の実績 1 件につき 0.5 点 (申請は合計で 5 点を上限とする。)	5.0 点	同種業務実績件数×1.0 + 類似業務実績件数×0.5

*同種業務とは、次の要件（延床面積、用途、工事種別）を全て満たす建築設計業務（基本及び実施設計を行ったもの）

- ・延床面積:1 棟当たり 700 m²以上（既存部分は含まない。）
- ・用途：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した国立公園（普通地域を除く）内又は国定公園（普通地域を除く）内の建築物
- ・工事種別：新築又は増築

*類似業務とは、次の要件（延床面積、用途、工事種別）を全て満たす建築設計業務（基本及び実施設計を行ったもの）

- ・延床面積:1 棟当たり 700 m²以上（既存部分は含まない。）
- ・用途：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した都道府県立自然公園（普通地域を除く）内の建築物
- ・工事種別：新築又は増築

*同種業務及び類似業務は各 5 件以内とする。申請の合計点が配点（5 点）の範囲を超えないこと。配点（5 点）を上回る申請があった場合は、様式の上部の記載から配点（5 点）の範囲内の実績のみ評価対象とする。なお、同種業務として認められない場合で、類似業務には該当する場合でも類似業務の実績として評価しない。

*過去 10 年間とは、平成 23 年度から技術提案書提出期限日までとする。

b 確実性

(a) 過去 3 か年度の当該業務の発注業種と同業種の業務成績を下表により評価し、得点を算出する。

評価項目	評価基準	配点	評価	得点
過去 3 か年度における業務成績の平均点	80 点以上	4.0 点	1.0	4.0 点
	78 点以上 80 点未満		0.5	2.0 点
	78 点未満		0.0	0.0 点

*業務成績は、静岡県発注業務（当該業務の発注業種と同業種【建築】）の過去 3 か年度(平成 30 年度から令和 2 年度までに完了した当初契約金額 100 万円以上の業務)の業務実績による。当該業務の成績評価がない入札参加者については加評価しない。

*原則として、静岡県建設事務総合システム（当該業務の発注業種と同業種【建築】）を活用して算定するが、技術提案書様式 5 により県と異なる平均点の範囲の申告があった場合は、申請者から根拠となる資料（委託業務成績評価通知書の写し等）の提出を求めて内容を確認し、平均点を決定する。技術提案書

様式5に記載のない場合は、静岡県の算定により評価する。

(b) IS09001 若しくは IS014001 の取得状況を下表により評価し、得点を算出する。

評価項目	評価基準	配点	得点
IS0 の取組	IS09001 又は IS014001 の認証を取得済み	1.0 点	1.0 点
	上記以外		0.0 点

*企業の IS0 の取組は、令和2年度末までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。

(2) 配置予定技術者の実績と資格等 (15 点)

a 管理技術者の同種・類似業務の実績

(a) 過去10年間の管理技術者の同種・類似業務の実績数を下表により評価し、得点を算出する。

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の管理技術者の同種・類似業務の実績	同種業務の実績1件につき1.0点 類似業務の実績1件につき0.5点 (申請は合計で5点を上限とする。)	5.0 点	同種業務実績件数×1.0 + 類似業務実績件数×0.5

*同種業務及び類似業務は各5件以内とする。申請の合計点が配点(5点)の範囲を超えないこと。配点(5点)を上回る申請があった場合は、様式の上部の記載から配点(5点)の範囲内の実績のみ評価対象とする。なお、同種業務として認められない場合で、類似業務には該当する場合でも類似業務の実績として評価しない。

*過去10年間とは、平成23年度から技術提案書提出期限日までをいう。

b 各主任担当技術者の同種・類似業務の実績

(a) 過去10年間の各主任担当技術者の同種・類似業務の実績を下表により評価し、得点を算出する。

評価項目	評価基準		配点	評価	得点
過去10年間の各主任担当技術者の同種・類似業務の実績	建築	同種業務の実績がある	1.0 点	1.0	1.0 点
		類似業務の実績がある		0.5	0.5 点
		同種・類似業務の実績ともになし		0.0	0.0 点
	電気	同種業務の実績がある	1.0 点	1.0	1.0 点
		類似業務の実績がある		0.5	0.5 点
		同種・類似業務の実績ともになし		0.0	0.0 点
	機械	同種業務の実績がある	1.0 点	1.0	1.0 点
		類似業務の実績がある		0.5	0.5 点
		同種・類似業務の実績ともになし		0.0	0.0 点

*過去10年間とは、平成23年度から技術提案書提出期限日までをいう。

(b)各主任担当技術者の資格を下表により評価し、得点を算出する。なお資格がない場合は、評価しない。

主任担当技術者	資 格	得点
建 築	一級建築士	1.0
	二級建築士、建築積算士	0.8
	木造建築士、インテリアプランナー	0.6
電 気	一級建築士、建築設備士、技術士（電気・電子）	1.0
	二級建築士、1級電気工事施工管理技士、電気主任技術者	0.8
	2級電気工事施工管理技士、建築設備検査員、消防設備士	0.6
機 械	一級建築士、建築設備士、技術士（機械、衛生工学）	1.0
	二級建築士、1級管工事施工管理技士	0.8
	2級管工事施工管理技士、建築設備検査員、消防設備士	0.6

c 管理技術者と各主任担当技術者の技術力の研鑽

(a) (b)管理技術者と各主任担当技術者の技術力の研鑽に関する取組を下表により評価し、得点を算出する。

評価項目	評価基準	配点	評価	得点
管理技術者と各主任担当技術者のCPD制度の取得単位	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が推奨(目標)単位以上の場合	各技術者 1.0点 (合計4点)	1.0	1.0点
	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が推奨(目標)単位の半数以上推奨(目標)単位未満の場合		0.5	0.5点
	上記に該当しない		0.0	0.0点

※ 別紙1（継続教育（CPD）単位の評価について）を参照

(3)業務の実施方針（25点）

a 業務の実施方針

(a)業務の実施方針を下表により評価し得点とする。

業務を実施するに当たっての基本的な方針、業務に対する取り組み姿勢を評価する。また、管理技術者を中心とする設計チームの特徴や設計上の配慮事項等を評価する。

評価項目	評価基準	配点
業務の実施方針	業務の理解度、実施手順、取組体制、特に重視する設計上の配慮事項及び設計の各段階におけるコスト管理の方法について、総合的に判断する。	25.0点

(4)技術提案 (50点)

a 特定テーマに対する技術提案

(a)特定テーマに対する技術提案を下表により評価し得点とする。

課題に取り組む設計者の対応姿勢や対応方法などから、設計者の適用性を判断する。

特定テーマ1：自然環境等に配慮した施設計画についての考え方

特定テーマ2：安全性、機能性及び経済性に配慮した施設計画についての考え方

評価項目	評価基準	配点
技術提案 (特定テーマ1)	“富士山の自然環境や景観に配慮した施設計画”と“可能な限り溶岩層を掘削しないなど早期の完成に資する配置・断面計画等”について、的確性、独創性、実現性を考慮して総合的に判断する。	25.0点

評価項目	評価基準	配点
技術提案 (特定テーマ2)	“「人を守る安全な機能」と「人を受け入れる心地よい空間」を合理的に両立”、“来訪者の動線計画に配慮した施設計画”と“ライフサイクルコストを考慮した計画”について、的確性、独創性、実現性を考慮して総合的に判断する。	25.0点

評価項目			配点	
(1) 企業の能力	a 事務所の同種・類似業務の実績	(a) 過去 10 年間の同種・類似業務の実績	5.0	
	b 確実性	(a) 業務成績	4.0	
		(b) I S O の取組	1.0	
	小計 ①			10.0
(2) 配置予定技術者の実績と資格等	a 管理技術者の同種・類似業務の実績	(a) 過去 10 年間の同種・類似業務の実績	5.0	
	b 各主任担当技術者の同種・類似業務の実績及び資格	(a) 過去 10 年間の同種・類似業務の実績	建築	1.0
			電気	1.0
			機械	1.0
		(b) 資格	建築	1.0
			電気	1.0
			機械	1.0
	c 管理技術者と各主任担当技術者の技術力の研鑽	(a) 管理技術者の C P D 制度の取得単位	1.0	
		(b) 各主任担当技術者の C P D 制度の取得単位	建築	1.0
			電気	1.0
		機械	1.0	
小計 ②			15.0	
(3) 業務方針	a 業務の理解度・実施手順		25.0	
	小計 ③		25.0	
(4) 技術提案	a 特定テーマに対する技術提案	特定テーマ 1	25.0	
		特定テーマ 2	25.0	
	小計 ④			50.0
技術評価配点合計 (①+②+③+④)			100.0	

別紙1

継続教育(CPD)単位の評価について

継続教育（CPD）の取組状況の評価の対象は、建築CPD運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）の認定プログラム及び建築CPD運営会議構成団体が独自にCPD推奨時間数等を設定している継続教育並びに（公社）日本技術士会の継続教育とする。

評価は、公告日の前3か年度における任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨時間数等の半分以上の単位取得がある場合に行うものとする。

単位取得の確認は、（公財）建築技術教育普及センターが発行する「建築CPD実績証明書」、建築CPD運営会議構成団体が発行するCPD実績証明書等、（公社）日本技術士会が発行する「技術士CPD登録証明書」又は、建築CPD運営会議の認定プログラムを主催した団体が発行するCPD個人実績票等の写しの提出を求め行う。

なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年に満たない場合は評価の対象としない。

団体名	年間推奨時間数等※1	証明書の種類
建築CPD運営会議※2、3	12認定時間	建築CPD実績証明書
独自にCPD推奨(目標)単位を設定している建築CPD運営会議構成団体		
（公社）日本建築士会連合会	12CPD単位	各団体が発行するCPD実績証明書等
（公社）日本建築家協会[JIA]	12単位 (3年間で36単位)	
（公社）空気調和・衛生工学会	50ポイント	
（一社）建築設備技術者協会	35単位 (3年間で105単位)	
（一財）建設業振興基金	12CPD単位	
（公社）日本技術士会	50CPD時間 (3年間で150CPD時間)	技術士CPD登録証明書
建築CPD運営会議の認定プログラムを主催する団体	—	主催団体が発行する建築CPD個人実績票等

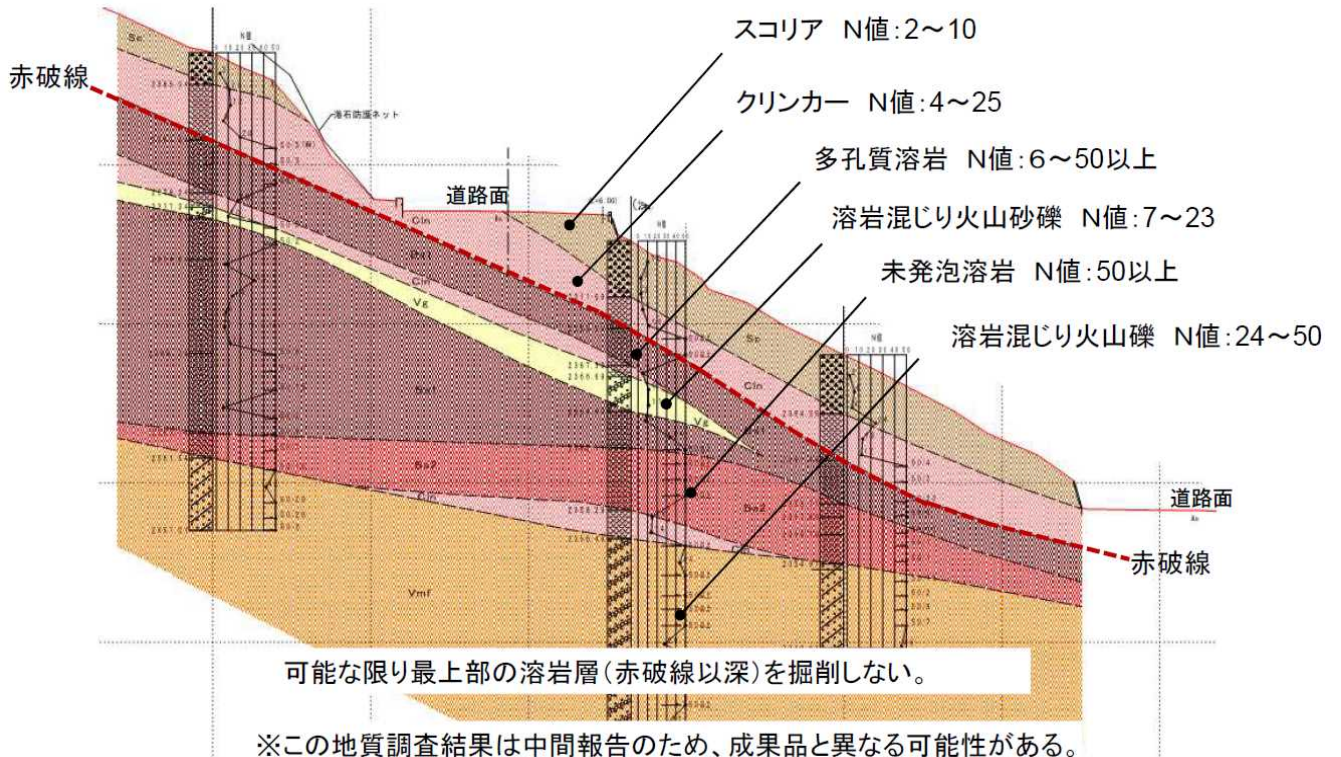
※1 年間推奨時間数等がなく複数年のものがある場合は、1年間に割り戻した時間数等とする。

※2 【構成団体等】

学識経験者、国土交通省、（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会*、（一社）日本建築構造技術者協会、（一財）建設業振興基金、（公財）建築技術普及センター

*（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、（一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会、（公財）建築技術普及センター

※3 事務局：（公財）建築技術教育普及センター

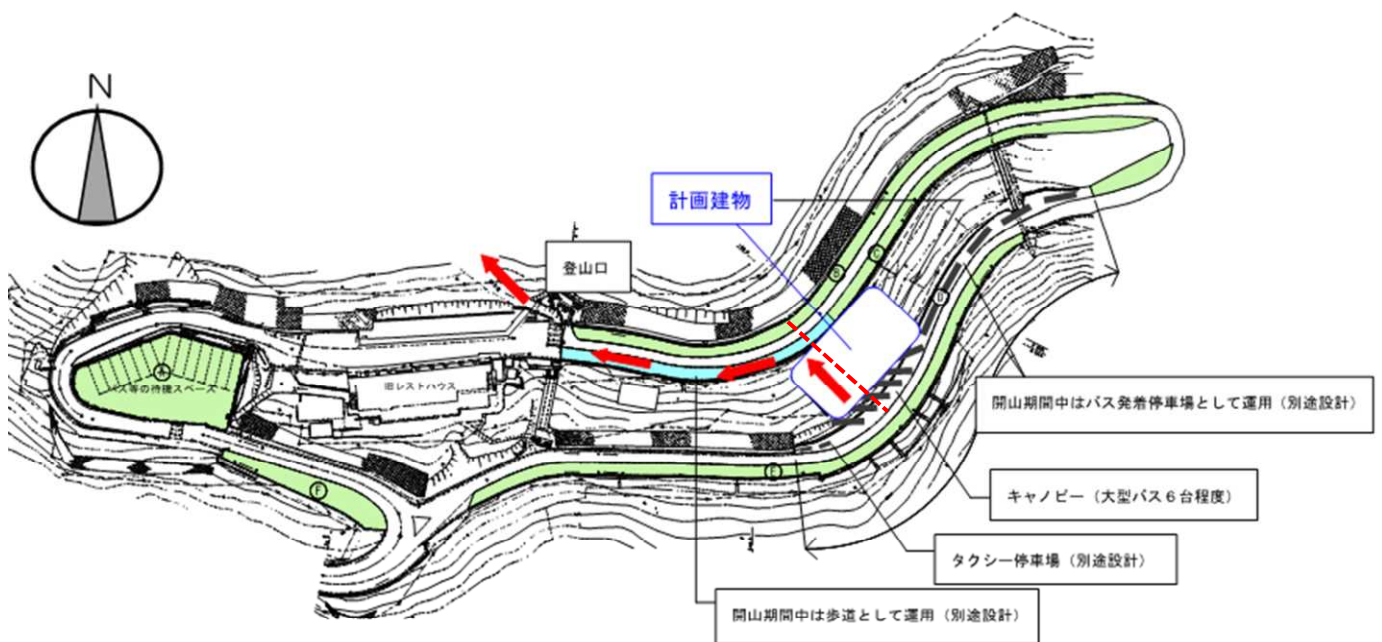


1 前提条件

- ・登山口は現況登山口の使用を前提とすること。
- ・登山口までのルート等については安全性を考慮した計画とする。(歩道部は別途設計)
- ・キャノピー下部に6台程度の大型バスが停車出来るようにすること。(乗降部がキャノピー下部に入る計画とすること。)

2 動線計画

- ・バス等 (シャトルバス、タクシー、観光バス) の全ての発着を施設南側 (下部道路側) へ寄り付く計画とすること。
- ・バス等を降りた登山客が、富士山保全協力金等受付とナビゲーター受付を經由し登山口へ向かう計画とすること。
- ・施設内部階段や屋外階段により、下部道路と上部道路をつなぐ計画とすること。
- ・噴火時に施設付近にいる登山客が速やかに施設内に避難出来るよう計画すること。



← 登山客の動線

----- 前ページの地層断面位置